

農林水産試験研究費補助金交付要綱

制定 26 農会第 1000 号
平成 27 年 2 月 3 日
農林水産事務次官依命通知
一部改正
27 農会第 1735 号
平成 28 年 4 月 1 日
一部改正
28 農会第 502 号
平成 28 年 10 月 11 日
一部改正
29 農会第 947 号
平成 30 年 3 月 28 日
一部改正
30 農会第 828 号
平成 31 年 4 月 1 日
元 農会第 729 号
令和 2 年 4 月 1 日
一部改正

(通則)

第 1 農林水産試験研究費補助金（以下「補助金」という。）のうち福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業に係る補助金の交付については、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農会第 1733 号。以下「研究開発事業実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 補助金は、農林水産業に関する試験及び研究を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農林水産技術会議事務局長（以下「局

長」という。)が公募により選定した事業実施主体(以下「補助事業者」という。)が研究開発事業実施要綱に基づいて行う福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者(地方公共団体が補助事業者である場合を除く。第8において同じ。)は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指

名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した別記様式第4号による事業遅延等報告書正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（概算払の請求及び状況報告）

第12 補助事業者は、補助金の概算の支払いを受けようとするときは、別記様式第5号の概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

3 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から、1箇月を経過した日又は翌

年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14 大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第15 大臣は、第9第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分

に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利

10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の規定により、大臣が定める財産は牛、馬、豚及びめん羊とする。

- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 5 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第18 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第19 補助事業者が地方公共団体である場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第

10 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(報告)

第 20 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第 11 号）を作成し、別記様式第 12 号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の 6 月 30 日までに大臣に報告するものとする。

附 則

この通知は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農林水産試験研究費補助金交付要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この通知は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農林水産試験研究費補助金交付要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農林水産試験研究費補助金交付要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農林水産試験研究費補助金交付要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第3及び第10 関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業内容の変 更
福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業	1 直接経費	定 額	経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減	1 研究テーマ及び目的の変更
	2 一般管理費	定 額		2 事業費の30%を越える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の30%を越える減

注) 区分欄に掲げる事業の経費欄の2の額は1のうち試験研究費の額の15%を上限とする。

別記様式第 1 号（第 4 関係）

令和〇年度 農林水産試験研究費補助金
（〇〇〇〇〇事業） 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産試験研究費補助金交付要綱第 4 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助 金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」

をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の経費名を記載する。

6 添付書類

(1) 補助事業者の会計規程

(2) 定款（定款のない場合は、これに準ずるもの）

(3) 財務諸表

(4) 福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農会第 1734 号）の第 3 の 1 （2）で定める規約、協定書又は契約書

(注) 既に、提出済みである規程等でその内容に変更がない場合は、添付を省略することができる。省略する場合は、その旨を記載すること。

※ 決定前着工の場合は、着工日及び着工届け文書番号を記載

別記様式第2号（第8関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他社が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9関係）

令和○年度 農林水産試験研究費補助金
（○○○○○事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注1）したいので、農林水産試験研究費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第11関係）

令和〇年度 農林水産試験研究費補助金
（〇〇〇〇〇事業）事業遅延等報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農林水産試験研究費補助金交付要綱第11の規定により、予定の期間内に事業が完了しない（又は、その遂行が困難である）ことを報告する。

記

1 事業が予定期間内に完了しない（又は、事業の遂行が困難である）理由

2 遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第12第1項関係）

令和〇年度 農林水産試験研究費補助金
（〇〇〇〇〇事業）概算払請求書（兼遂行状況報告書）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農林水産試験研究費補助金交付要綱第12第1項の規定により、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
（併せて、同要綱第12第2項ただし書きの規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。）

記

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残額		事業完了 予定年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日まで予定出来高	金額	〇月〇日まで予定出来高		
	円		円	%	円	%	円	%		

（注）1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

- 2 第12第2項のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告（第○・四半期末の進捗度）」について記載すること。また、表題及び本文に上述括弧書のとおり記載すること。

別記様式第6号（第12第2項関係）

令和〇年度 農林水産試験研究費補助金
（〇〇〇〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農林水産試験研究費補助金交付要綱第12第2項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第13第1項関係）

令和〇年度 農林水産試験研究費補助金
（〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農林水産試験研究費補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。
また、併せて精算額として金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 5 収支精算
 - (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	

合 計					
-----	--	--	--	--	--

(2)支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の経費名を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第8号（第13第3項関係）

令和○年度 農林水産試験研究費補助金
（○○○○○事業）の消費税仕入控除額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった○年度農林水産試験研究費補助金について、農林水産試験研究費補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	適正化法第15条の補助金の確定額 (○○年○月○日付け○○第○○号による確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第18関係）

財 産 管 理 台 帳

民間団体等名：

地区名 区		地		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘 要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月 日	竣 工 年月 日	総事業 費	負 担 区 分				耐 用 年 数	処分制 限年月 日	承 認 年月 日		処分 の 内 容
									国庫補 助金	都道 府県 費	市町 村費	その 他					
								円	円	円	円						
	計																
	計																
	合 計																

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 19 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

農林水産試験研究費補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳入			歳 出							
補助事業名	交付決定 の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第 11 号（第 20 関係）

令和〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円 (A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費			千円
(2) 一般管理費			千円
(3) その他管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円 (B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円 (B)
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	

8. 再補助等の割合	% (B/A)
------------	---------

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別記様式第 12 号（第 20 関係）

令和〇〇年度補助金等概要報告書

法人名	
-----	--

(1) 年間収入（総収入－前期繰越金）			千円 (A)
(2) 補助金等の交付実績額			
名 称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円 (B)
			% (B/A)

(3) 補助金等の年収比率	
---------------	--